

再生可能エネルギー発電事業に関する主な関係法令の許認可一覧

※令和3年度再生可能エネルギー事業支援ガイドブックを基に作成しています。掲載しているのは法令等に基づく主な手続を例示したものであり、事業の実施にあたってはその他関係する法律等も事業者で確認し、遵守する必要があります。

許認可手続きの種類	頁	事業化のフロー		電源別分類					
		計画～設計	設計～施工～ 完成～運転	太陽 光	風 力	地 熱	中 小 水 力	パ イ オ マ ス	そ の 他
工事計画の届出手続（電気事業法）	4		●	○	○	○	○	○	
使用前自己確認の届出手続 （電気事業法）	4		●	○	○				
主任技術者の選任及び届出手続 （電気事業法）	4		●	○	○	○	○	○	
保安規程の届出手続（電気事業法）	5		●	○	○	○	○	○	
溶接事業者検査手続（電気事業法）	5		●			○		○	
使用前安全管理検査手続（電気事業法）	5		●	○	○	○	○	○	
定期安全管理検査手続（電気事業法）	6		●		○	○		○	
供給計画の届出（電気事業法）	6		●	○	○	○	○	○	○
建築確認申請（太陽光発電設備） （建築基準法）	7		●	○					○
建築確認申請（太陽光発電以外） （建築基準法）	8		●		○	○	○	○	○
消防法に基づく申請等（消防法）	9		●	○	○	○	○	○	○
農地転用許可手続 （農地法・農業振興地域の整備に関する 法律）	10	●		○	○	○	○	○	
森林における開発許可等手続（森林法）	11	●		○	○	○	○	○	○
環境アセスメント（環境影響評価法）	12	●		○	○	○	○	○	
開発許可手続（都市計画法）	13	●		○	○	○	○	○	○
土地の形質の変更に係る届出手続 （土壌汚染対策法）	13	●		○	○	○		○	
埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 （文化財保護法）	13	●		○	○	○	○	○	
土地売買等の契約届出手続 （国土利用計画法）	14	●		○	○	○	○	○	○
①道路使用許可手続 ②制限外積載許可手 続（道路交通法）	14		●	○	○	○	○	○	○

許認可手続きの種類	頁	事業化のフロー		電源別分類					
		計画～設計	設計～施工～ 完成～運転	太陽 光	風 力	地 熱	中 小 水 力	バ イ オ マ ス	そ の 他
道路の占用許可手続等（道路法）	15	●	●	○	○	○	○	○	○
道路法に基づく車両制限（道路法）	15		●	○	○	○	○	○	○
景観法等に基づく届出（景観法）	16	●		○	○	○	○	○	○
宅地造成等規制法に基づく許可又は届出 （宅地造成等規制法）	16	●		○					
砂防指定地における行為許可等 （砂防法）	17	●		○	○	○	○	○	
急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関 する法律）	17	●		○	○	○	○	○	
地すべり防止区域内の行為許可 （地すべり等防止法）	17	●		○	○	○	○		
保護水面内での工事許可 （水産資源保護法）	18	●					○		○
行為許可申請等手続（自然公園法）	19	●		○	○	○	○	○	
自然環境保全地域等における行為の許可 又は届出（自然環境保全法）	20	●		○	○	○	○	○	
生息地等保護区の管理地区内等における 行為の許可等手続 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の 保存に関する法律）	21	●		○	○	○	○	○	
特別保護地区内における行為許可手続 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律）	22	●		○	○	○	○	○	
史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変 更の許可（文化財保護法）	22	●		○	○	○	○	○	
遺跡等の発見報告（文化財保護法）	23		●	○	○	○	○	○	
工場立地法に基づく届出（工場立地法）	23	●			○			○	
臨港地区内における行為の届出 （港湾法）	23	●		○	○			○	
海岸保全区域等の占用の許可等 （海岸法）	24	●			○			○	
港湾区域内水域等における占用公募制度 及び占用許可制度（港湾法）	25	●			○				

許認可手続きの種類	頁	事業化のフロー		電源別分類					
		計画～設計	設計～施工～ 完成～運転	太陽 光	風 力	地 熱	中 小 水 力	バ イ オ マ ス	そ の 他
漁港の区域内の水域等における占用等の許可（漁港漁場整備法）	25	●		○	○				○
高圧ガス貯蔵所設置届（高圧ガス保安法）	26	●	●			○		○	
河川の流水の占用の許可等手続（河川法）	26	●					○		
大気汚染に関する届出（大気汚染防止法）	27	●				○		○	
①一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続 ②産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理業）	27	●						○	
①一般廃棄物処理施設の設置許可手続 ②産業廃棄物処理施設の設置許可手続 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理施設）	28	●						○	
土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可手続（土地区画整理法）	28	●						○	
騒音規制に関する届出手続（騒音規制法）	29	●		○	○	○	○	○	○
振動規制に関する届出手続（振動規制法）	29	●		○	○	○	○	○	○
水質汚濁に関する施設設置の届出手続（水質汚濁防止法）	30	●				○	○	○	
空港周辺における建物等設置の制限（航空法）	30	●			○	○		○	○
航空障害灯設置物件等の届出（航空法）	31		●		○			○	○
伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出（電波法）	31		●		○			○	

※ 関連する条例等を必ず確認してください。

※ 「その他」：再エネ熱、送電線等。

※ 50kW 未満の太陽光発電の場合、上記手続きのうち、「工事計画の届出手続き」、「使用前自己確認の届出手続き」、「主任技術者の選任及び届出手続き」、「保安規程の届出手続き」は対象外。

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
工事計画の届出手続（電気事業法）	<p>事業用電気工作物を設置する場合</p> <p>※太陽電池発電所（出力 2,000kW 以上）</p> <p>※風力発電所（出力 500kW 以上）</p> <p>※水力発電所（出力 200kW 未満及び最大使用水量 1m³/s 未満のものであってダムを伴わないもの、土地改良法における農業用排水施設（ダムを除く）等特定の施設内に設置されるものを除く。）</p> <p>※その他発電設備（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く）</p>	<p>工事開始の 30 日前までに「工事計画届出書」を国に届け出なければならない。</p> <p>【標準処理期間】</p> <p>届出書受理日から 30 日</p> <p>※ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。</p>	各地方の産業保安監督部等
使用前自己確認の届出手続（電気事業法）	<p>事業用電気工作物を設置する場合</p> <p>※太陽電池発電所（出力 500kW 以上 2,000kW 未満）</p> <p>※風力発電所（出力 20kW 以上 500kW 未満）</p>	技術基準に適合することについて、設置者自らが確認し、設備の使用を開始する前に、その結果を国に届け出なければならない。	各地方の産業保安監督部等
主任技術者の選任及び届出手続（電気事業法）	<p>事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合※発電設備（出力 50kW 未満の太陽光発電設備を除く。）（出力 20kW 未満の風力発電設備を除く。）（出力 20kW 未満及び最大使用水量 1m³/s 未満の水力発電設備であってダムを伴わないものを除く。）（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く）</p>	<p>事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主任技術者を選任し、国に届け出なければならない。地熱発電やバイオマス発電に係る監督はボイラ-タービン主任技術者を選任して、発電設備の使用開始前まで（工事計画の届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで）に国に届け出なければならない。</p>	各地方の産業保安監督部等

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
保安規程の届出手続 (電気事業法)	<p>事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合とその発電した電気を使用する設備の場合</p> <p>※発電設備 (出力 50kW 未満の太陽光発電設備を除く。) (出力 20kW 未満の風力発電設備を除く。) (出力 20kW 未満及び最大使用水量 1m³/s 未満の水力発電設備であってダムを伴わないものを除く。)</p>	<p>業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、保安のための巡視、点検及び検査に関する事などを記載した保安規程を定め、発電設備の使用の開始前まで(工事計画の届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)に国に届け出なければならない。</p>	各地方の産業保安監督部等
溶接事業者検査手続 (電気事業法)	<p>工事計画の届出(変更を含む。)をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分を溶接する場合</p>	<p>設置者は、省令で定めるところにより、使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない。</p>	各地方の産業保安監督部等 登録安全管理審査機関
使用前安全管理検査手続 (電気事業法)	<p>工事計画の届出(変更を含む。)をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合</p>	<p>設置者は、省令で定めるところにより、使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、工事計画の届出に従って行われ、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない(使用前自主検査)。</p> <p>設置者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない(使用前安全管理審査)。</p> <p>【標準処理期間】 審査結果通知書等受理日から 30 日※ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。</p>	各地方の産業保安監督部等 登録安全管理審査機関

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
定期安全管理検査手続（電気事業法）	工事計画の届出（変更を含む。）等をして設置した事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合	<p>設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（定期事業者検査）。</p> <p>設置者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない（定期安全管理審査）。</p> <p>【標準処理期間】 審査結果通知書等受理日から 30 日</p> <p>※ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。</p>	各地方の産業保安監督部等登録安全管理審査機関
供給計画の届出（電気事業法）	電気事業法第 2 条第 1 項第 17 号に定める電気事業者となった場合	電気事業者は、毎年度、年度の開始前（年度途中で電気事業者となった事業者は遅滞なく）電気事業法第 29 条に定める供給計画を作成し、電力広域的運営推進機関経由で国に届け出なければならない。	電力広域的運営推進機関

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
建築確認申請（太陽光発電設備） （建築基準法）	<p>○太陽光発電設備に係る手続き</p> <p>①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要</p> <p>(1)以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4m以下のもの (i)当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii)架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合</p> <p>(2)電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合</p> <p>②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要</p> <p>○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続き</p> <p>当該付属設備がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要</p>	<p>建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 申請先の特定行政庁又は指定確認検査機関にお問い合わせください。</p>	<p>当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁 又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関 ※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
建築確認申請（太陽光発電以外） （建築基準法）	<p>○風力発電設備に係る手続 以下の場合を除き、建築確認が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備が電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合 ・風力発電設備が船舶安全法第2条第1項の適用を受けるものである場合 <p>○風力発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要</p> <p>○地熱発電設備または中小水力発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要</p> <p>○バイオマス発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。なお、都市計画区域内において、一定の数量以上の産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設建築等する場合には、別途許可が必要</p>	<p>建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 申請先の特定行政庁又は指定確認検査機関にお問い合わせください。</p>	<p>当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関</p> <p>※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
消防法に基づく申請等 (消防法)	<p>危険物施設等に該当する場合</p> <p>※ (太陽光)例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要</p> <p>※ (中小水力)例えば、潤滑油・操作油に使用しているタービン油の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要</p> <p>※ (バイオマス)例えば、木くずや潤滑油・非常用兼用発電機の燃料油等の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要</p> <p>※ (地熱)例えば、アンモニア・ペンタン等の貯蔵数量によって、届出又は申請が必要</p>	<p>当該施設が設置される区域の市町村長等の許可等を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】</p> <p>各市町村の条例等にて個別に規定されています。</p>	市町村の消防担当部局

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
<p>農地転用許可 （農地法・農業振興地域の整備に関する法律）</p>	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合 なお、農用地区域内の土地については、農用地区域から除外するために市町村の農業振興地域整備計画を変更しなければならない。</p>	<p>発電設備等を設置しようとする土地が農地法上の農地（耕作の目的に供される土地）に該当するか否かを農業委員会に確認する。 農用地区域内の土地であるか否かを市町村農振担当部局に確認する。 農業委員会を経由して、都道府県知事又は指定市町村（※）の長の農地転用許可を受けなければならない。 なお、農用地区域内の土地である場合、市町村の農業振興地域整備計画を変更する必要があるため、市町村の農振担当部局に農用地区域からの除外手続きについて相談すること。 ※ 指定市町村とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のこと。 【標準処理期間】 ○農業委員会の処理 ・申請書受理後4週間以内（30 アール以下の場合3週間） ○都道府県知事等の処理 ・農業委員会から送付された申請書等受理後2週間以内</p>	<p>都道府県の農地転用担当部局、市町村の農振担当部局、農業委員会等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
<p>森林における開発許可等手続き (森林法)</p>	<p>(林地開発許可制度: 保安林以外の民有林) 地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールを超える規模で開発を行う場合 (保安林制度: 保安林) 保安林に指定された森林において、 ①立木を伐採する場合や、土地の形質の変更行為(土石の採掘、開墾等)をする場合 ②保安林を森林以外の用途に供することを目的として、やむを得ず保安林の指定を解除する場合</p>	<p>(林地開発許可制度: 保安林以外の民有林) 都道府県林務担当部局等に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。 ※なお、1ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。 (保安林制度: 保安林) 保安林台帳により管理されているため、都道府県林務担当部局等に問い合わせ、保安林に該当するか否かを確認する。 ① 都道府県知事の許可を受けなければならない。なお、許可にあたっては、当該保安林に係る指定施業要件に適合することや、その保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないことが必要である。 ② 保安林の指定の解除を、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。保安林の指定の解除は、(1)「指定理由の消滅」又は(2)「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われる。その場合、「その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」等の要件をすべて満たす必要がある。なお、治山事業施行地や保全対象に近接する等により、解除できない保安林が存在することに留意が必要である。 【標準処理期間】 都道府県林務担当部局等にお問い合わせください。</p>	<p>都道府県林務担当部局等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
環境アセスメント (環境影響評価法)	<p>・規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある「第 1 種事業」に該当する場合</p> <p>・「第 1 種事業」に準ずる規模であるもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要がある「第 2 種事業」に該当する場合(手続きは不要と判定された場合、方法書以降の手続きは不要)</p> <p>第 1 種事業 太陽電池発電所:出力 4 万 kW 以上 風力発電所:出力 5 万 kW 以上 地熱発電所:出力 1 万 kW 以上 水力発電所:出力 3 万 kW 以上 火力発電所[バイオマス燃料(混焼を含む)]:出力 15 万 kW 以上</p> <p>第 2 種事業 太陽電池発電所:出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満 風力発電所: 出力 3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満(※ 0.75 万 kW 以上 3.75 万 kW 未満についても令和 4(2022)年 9 月 30 日まで第 2 種事業担当の経過措置あり。) 地熱発電所:出力 7,500kW 以上 1 万 kW 未満 水力発電所:出力 2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満 火力発電所[バイオマス燃料(混焼を含む)]:出力 11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満</p> <p>※地方公共団体の条例で対象となる事業は、各々の地方公共団体により異なるため個別に確認が必要</p>	<p>対象事業が周辺の自然環境、生活環境などに与える影響について、住民、地方公共団体などの意見を取り入れながら、配慮書の手続き、方法書の手続き、準備書の手続き、評価書の手続き、報告書の手続きの流れに沿って事業者が調査・予測・評価を行わなければならない。</p> <p>※配慮書の手続きについては、第 2 種事業では、事業者が任意に実施</p> <p>【標準処理期間】 配慮書は、送付を受けてから 90 日 方法書は、届出から 180 日 準備書は、届出から 270 日 評価書は、届出から 30 日</p>	<p>経済産業省 電力安全課</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
開発許可手続（都市計画法）	<p>開発行為をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域:1,000 平方メートル以上 ・市街化調整区域:全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域:3,000 平方メートル以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域:1 ヘクタール以上 <p>※ 太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要</p>	<p>都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が上記区域のいずれかに該当するかを確認する。</p> <p>上記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 原則、1 ヶ月以内</p>	都道府県等の開発許可担当部局
土地の形質の変更に係る届出手続（土壌汚染対策法）	土地の掘削その他の土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が 3,000 平方メートル(現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では 900 平方メートル)以上の場合	当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。	都道府県等の届出・相談窓口
埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続（文化財保護法）	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを文化財担当部局に照会する。発掘に着手しようとする日の 60 日前までに、都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局に事前の届出等を行わなければならない。	都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局

許認可 手続き の種類	手続きが必要となる 場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
土地売買等の契約届出手続 (国土利用計画法)	土地売買等の契約を締結した場合 ・市街化区域： 2,000 平方メートル以上 ・市街化区域を除く都市計画区域： 5,000 平方メートル以上 ・上記以外の区域： 10,000 平方メートル以上	土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村長を経由して(指定都市を除く)、都道府県知事又は指定都市の長に届け出なければならない。	都道府県、市町村の土地取引規制担当
① 道路使用許可 ② 制限外積載許可 (道路交 通法)	① 設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ② 運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合	① 道路使用許可申請書を提出し、申請に係る行為が、交通の妨害となるおそれがないこと、条件付きで作業することにより妨害となるおそれがないこと、公益上、社会慣習上やむをえないことと認められた上で、所轄警察署長の許可を受けなければならない。 ② 制限外積載許可申請書を提出し、貨物が分割できず、車両の構造又は道路、交通の状況により支障がないことを認められた上で、車両の出発地を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 【標準処理期間】 ① 7日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間 ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間 ・道路交法第 79 条に基づく道路の管理者との協議が必要なものは、当該協議に要する期間 ・二以上の警察署の管轄にわたるものは、他の警察署長との協議に要する期間 ・道路交法第4条第1項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止等の交通規制を必要とするものは、当該交通規制の届出に要する期間 ② 5日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間	① 所轄警察署 ② 車両の出発地を管轄する警察署

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
道路の占用許可手続等 (道路法)	<p>①道路区域内で一定の施設の設置や施工をするために、道路を占用する場合</p> <p>② 発電設備の新設にあたり、設備への車両出入口を設けるための道路に関する工事を行う場合</p>	<p>①道路占用許可申請書を提出し、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>②道路に関する工事の設計及び実施計画を添えて道路工事施行承認申請書を提出し、道路管理者の承認を得た上で、自費で施工しなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 2 ～ 3 週間</p> <p>「道路法第 24 条の承認及び第 32 条の許可並びに第 91 条第 1 項の許可に係る標準処理期間の基準について」(平成 10 年 8 月 5 日建設省道政発第 93 号道路局路政課長通達)</p>	国、都道府県、市町村等各道路管理者窓口
道路法に基づく車両制限 (道路法)	建設時において重量、寸法(幅、高さ、長さ又は最小回転半径)が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合	<p>特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 許可または不許可とされるまでの標準処理期間は、その申請の内容が</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請経路が道路情報便覧に記載の路線で完結している場合 2. 申請車両が超寸法車両および超重量車両でない場合 3. 申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない場合には、申請書記載の「受付日」から次のとおりとなっています。 <p>・新規申請および変更申請の場合は3週間以内</p> <p>・更新申請の場合は2週間以内</p>	国、都道府県、市町村等各道路管理者窓口

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
景観法等に基づく届出（景観法）	景観法に基づく景観行政団体が定めた景観計画区域内や景観地区内等で、一定の建築物、工作物等の新築、増改築等を行う場合	景観計画区域内において一定の建築物、工作物等の新築、増改築等の行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項等を景観行政団体の長に届け出なければならない。また、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものであることについて市町村長の認定を受けなければならない。	景観行政団体や市町村の景観担当部局
宅地造成等規制法に基づく許可又は届出（宅地造成等規制法）	① 宅地造成工事規制区域内で宅地造成工事（宅地造成等規制法第2条第2号）を行う場合には許可が必要 ② 宅地造成等規制法第15条に規定されている工事等については届出が必要	発電設備等の施工区域が宅地造成工事規制区域内か否か、宅地造成工事か否か等を都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）の宅地造成等規制法所管部局へ確認し、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）の許可を受ける等、必要な手続を行わなければならない。	都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）の宅地造成等規制法所管部局

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
砂防指定地における行為許可等 (砂防法)	<p>(砂防指定地における一定の行為の許可)</p> <p>砂防指定地において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削、盛土、切土等土地の形状を変更する行為 ・土石又は鉱物の採取、堆積又は投棄をする行為 ・木竹の伐採又は樹根の採取 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・施設又は工作物の新築改築、移転又は除去等を行う場合 <p>(砂防設備の占用の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備を占用しようとする場合 	<p>(砂防指定地における一定の行為の許可)</p> <p>当該箇所が砂防指定地内か否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。</p> <p>申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(砂防設備の占用の許可)</p> <p>申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 1ヶ月</p>	都道府県砂防担当部局等
急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水のしん透を助長する行為 ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積等を行う場合 	<p>当該箇所が急傾斜地崩壊危険区域内か否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。</p> <p>申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 1ヶ月</p>	都道府県砂防担当部局等
地すべり防止区域内の行為許可 (地すべり等防止法)	<p>地すべり防止区域内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の排除を阻害する行為 (軽微な行為を除く) ・地表水のしん透を助長する行為 (軽微な行為を除く) ・のり切又は切土で一定規模以上のもの ・地すべり防止施設以外の施設又は工作物で一定規模以上のものの新設又は改良等を行う場合 	<p>当該箇所が地すべり防止区域内か否かを下記問い合わせ先に照会する。</p> <p>申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 1ヶ月</p>	<p>(国交省所管)</p> <p>都道府県砂防担当部局等 (農水省所管)</p> <p>都道府県農林水産事務所等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
保護水面内の工事許可 （水産資源保護法）	保護水面（水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域）内で工事（埋立、しゅんせつ又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来すもの）を行う場合	申請書を提出し、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。 【標準処理期間】 保護水面を管理する都道府県の保護水面管理担当部局にお問い合わせください。	都道府県の保護水面管理担当部局

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
<p>行為許可申請等 （自然公園法）</p>	<p>（国立公園・国定公園）</p> <p>① 特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合</p> <p>② 特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合</p> <p>③ 普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合（都道府県立自然公園）</p> <p>都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、詳細は各都道府県の担当部局に確認すること。</p>	<p>下記問い合わせ先に連絡し、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか、各種規制行為に該当するか否かを確認する。</p> <p>（国立公園・国定公園）</p> <p>① 特別地域：国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。</p> <p>② 特別保護地区：国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>③ 普通地域：国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後 30 日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。</p> <p>（都道府県立自然公園）</p> <p>都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、詳細は各都道府県の担当部局に確認すること。</p> <p>【標準処理期間】</p> <p>環境大臣の許可に係る標準処理期間は、1～3ヶ月です（行為地、申請内容によって異なります。また、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではありません。）。</p> <p>なお都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、申請先の都道府県によって異なります。いずれも個別案件については、環境省各事務所や各都道府県にお問い合わせください。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所・管理官事務所又は各都道府県自然公園担当部局等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
<p>自然環境保全地域等における行為の許可又は届出 (自然環境保全法)</p>	<p>自然環境保全地域等において、建築物等工作物の新改増築、土地の開墾等土地の形質変更、鉱物の掘採や土石の採取、河川や湖沼の水位・水量に増減を及ぼす等の行為を行う場合</p>	<p>発電設備等の施工区域及び影響を及ぼす範囲が自然環境保全地域等に該当するか否か、下記の問い合わせ先に確認する。 (原生自然環境保全地域) 自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為は原則禁止。 (自然環境保全地域特別地区) 行為の着手前に、環境大臣の必要な許可を得なければならない。 (自然環境保全地域普通地区) 行為の着手前に、環境大臣に必要な届出を行わなくてはならない。 (都道府県自然環境保全地域) 都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、詳細は各都道府県の担当部局に確認すること。 【標準処理期間】 環境大臣の許可に係る標準処理期間は、原則として1か月以内(ただし、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではない)。 なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、申請先の都道府県によって異なりますので各都道府県にお問い合わせください。</p>	<p>○各自然環境保全地域等を担当する、環境省各自然保護官事務所・管理官事務所 ○各自然環境保全地域等を担当する都道府県の担当部局</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
<p>生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)</p>	<p>(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※ 例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、土地の形質を変更させること、土石採取、水面の埋め立てや干拓、河川等の水位及び水量に増減を及ぼさせることなど</p>	<p>(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。 【標準処理期間】 (管理地区)2ヶ月以内(ただし、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではない)。 (監視地区)届出のためなし。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続き内容	問い合わせ・提出先
<p>特別保護地区内における行為許可 手続き (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)</p>	<p>特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※ 例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、水面の埋め立てや干拓、木竹の伐採など</p>	<p>鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。 環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあつては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。 【標準処理期間】 環境大臣の許可に係る標準処理期間は、国指定特別保護地区については、申請書が提出された日(申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日)から起算して原則として1ヶ月以内です。 なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、各都道府県にお問い合わせください。</p>	<p>各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等</p>
<p>史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可 (文化財保護法)</p>	<p>史跡・名勝・天然記念物の指定地内で現状変更行為を行う場合又は保存に影響を与える場合</p>	<p>市町村等の文化財担当部局に、史跡・名勝・天然記念物の指定地を照会し確認する。 指定地において現状変更等を行う場合は、国指定の場合は文化庁長官、県指定の場合は県の、市指定の場合は市町村の文化財担当部局の許可を受ける必要がある。その手続きは、当該文化財担当部局に対して行う。</p>	<p>市町村の文化財担当部局</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
遺跡等の発見報告 (文化財保護法)	工事中に遺跡を発見した場合	工事中に遺跡を発見した場合は、遅滞なく都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局に対して届出なければならない。	都道府県・政令指定都市等の文化財担当部局
工場立地法に基づく届出 (工場立地法)	敷地面積 9,000m ² 以上又は建築面積 3,000m ² 以上の規模の製造業等に係る工場を新設又は変更する場合(水力、地熱及び太陽光発電所は除かれている)	当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。)に、生産施設の面積や緑地の整備状況について届け出なければならない。 【標準処理期間】 届出から90 日間は、工場の新設等の着工について実施制限される。ただし、市町村の判断により、実施制限の期間を短縮することが可能。	工場立地法に基づく届出 (工場立地法)
臨港地区内における行為の届出 (港湾法)	臨港地区内で下記の行為をしようとするとき ・ 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 ・ 臨港地区内で一定規模以上(床面積の合計が2,500 平方メートル以上又は敷地面積が 5,000 平方メートル以上)の工場または事業場の新設や増設 ・ 港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良	臨港地区に該当するか否かを港湾管理者に照会する。 臨港地区内行為届出書を、工事の開始の日の60日前までに港湾管理者に提出しなければならない。	当該港湾の港湾管理者

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
海岸保全区域等の占用の許可等 (海岸法)	<p>(海岸保全区域)</p> <p>海岸保全区域(公共海岸の土地に限る)内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占有しようとする場合 <p>海岸保全区域内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地における他の施設等の新設又は改築及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合 <p>(一般公共海岸区域)</p> <p>一般公共海岸区域(水面を除く)内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占有しようとする場合 <p>一般公共海岸区域内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取、水面における施設又は工作物の新設又は改築及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合 	<p>当該箇所が海岸保全区域又は一般公共海岸区域内か否かを海岸管理担当部局に照会する。</p> <p>許可申請書を作成し、当該海岸保全区域等を管理する海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 おおむね3週間</p>	海岸管理担当部局

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
港湾区域内水域等における占用公募制度及び占用許可制度 (港湾法)	洋上風力発電設備その他の公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を長期にわたり占用しようとする場合	<p>港湾管理者が公募占用指針を定め、公示した場合、公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者は、公募占用計画を作成し、港湾管理者に提出する。</p> <p>この公募占用計画が港湾管理者の認定を受けたとき、港湾区域内水域等を占用しようとする者は、当該認定を受けた公募占用計画に基づく占用の許可の申請をした場合には、当該許可を得ることとなる。</p> <p>また、港湾区域内水域等を占用しようとする者は、当該認定を受けた公募占用計画に従って公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 当該港湾の港湾管理者にお問い合わせください。</p>	当該港湾の港湾管理者
漁港の区域内的水域等における占用等の許可 (漁港漁場整備法)	漁港の区域内的水域又は公共空地において、工作物の建設等をする場合	<p>申請書を提出し、漁港管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 都道府県等の漁港管理担当部局にお問い合わせください。</p>	漁港管理者である都道府県等の漁港管理担当部局

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
高圧ガス貯蔵所設置届(高圧ガス保安法)	<p>第一種ガスの場合： 容積が 3,000 立法メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合：許可 容積が 300 立方メートル以上 3,000 立法メートル未満の高圧ガスを貯蔵する場合：届出</p> <p>第二種ガスの場合： 容積が 1,000 立法メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合：許可 容積が 300 立方メートル以上 1,000 立法メートル未満の高圧ガスを貯蔵する場合：届出</p> <p>※例えば、アンモニアは第二種ガスであり、容積が 1,000 立法メートル以上で許可、未満で届出が必要</p>	<p>あらかじめ、都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(第一種貯蔵所)又は都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所(「第二種貯蔵所」)において実施しなければなりません。なお、各貯蔵所は、それぞれの技術上の基準に適合する必要がある、第一種貯蔵所の場合、完成検査に合格しなければ使用はできません。</p>	<p>都道府県の高圧ガス保安担当部局(ただし、都道府県から政令指定市等に権限委譲されている場合がありますので、その場合は、各該当する自治体の高圧ガス保安部局)</p>
河川の流水の占有の許可等手続(河川法)	<p>(流水の占有の許可) 河川の流水を取水して発電をしようとする場合</p> <p>(流水の占有の登録) 既に許可を受けた流水等のみを利用して発電をしようとする場合</p> <p>(土地の占有の許可) 河川区域内の土地を占有しようとする場合</p> <p>(工作物の新築等の許可) 河川区域内に工作物を新築、改築又は除去しようとする場合</p>	<p>(流水の占有の許可)、(土地の占有の許可)、(工作物の新築等の許可) 申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(流水の占有の登録) 申請書を提出し、河川管理者の登録を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 (流水の占有の許可)、(土地の占有の許可)、(工作物の新築等の許可) 5ヶ月を目安とする(最大出力 1,000kw 未満)。</p> <p>(流水の占有の登録) 1ヶ月を目安とする。ただし、登録の申請とともに法 24 条等の許可の申請がなされる場合にあつては、3 ヶ月を目安とする。</p>	<p>河川区域を管理する地方整備局等の事務所又は都道府県等の担当部局等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
<p>大気汚染に関する届出（大気汚染防止法）</p>	<p>工場又は事業場にばい煙発生施設を設置しようとする場合 工場又は事業場に水銀排出施設を設置しようとする場合 なお、設置しようとするばい煙発生施設や水銀排出施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p>	<p>ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとする際、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置してはならない。 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとする際、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る水銀排出施設を設置してはならない。 なお、ばい煙発生施設と水銀排出施設の両方に該当する場合は、両方の届出が必要となる。</p>	<p>都道府県等の環境部局等（電気工作物の場合） 各地方の産業保安監督部</p>
<p>①一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続 ②産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理業）</p>	<p>① 一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合 ② 産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合</p>	<p>① 一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は市町村長の許可を受けなければならない。 ② 産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は都道府県知事（政令市は市長）の可を受けなければならない。 ※政令市とは、政令指定都市、中核市をいう（同施行令第 27 条）。 【標準処理期間】 各都道府県又は市町村にお問い合わせください。</p>	<p>① 一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は市町村 ② 産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は都道府県又は政令市</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
<p>①一般廃棄物処理施設の設置許可手続</p> <p>②産業廃棄物処理施設の設置許可手続</p> <p>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律:廃棄物処理施設)</p>	<p>① 一般廃棄物処理施設につき、一定規模以上の処理施設を設置する場合</p> <p>② 産業廃棄物処理施設につき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に規定する処理施設を設置する場合</p>	<p>①一般廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県知事(政令市は市長)の許可を受けなければならない。</p> <p>②産業廃棄物処理施設を設置する場合には都道府県知事(政令市は市長)の許可を受けなければならない。</p> <p>※政令市とは、政令指定都市、中核市をいう(同施行令第27条)。</p> <p>【標準処理期間】 各都道府県又は市町村にお問い合わせください。</p>	<p>① 一般廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県又は政令市</p> <p>② 産業廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県又は政令市</p>
<p>土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可手続(土地区画整理法)</p>	<p>施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合</p> <p>※移動の容易でない物件…その重量が5トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く)</p>	<p>都道府県等の区画整理担当部局等へ問い合わせ、土地区画整理事業の計画により、施行地区内に該当するか否かを確認する。</p> <p>組合設立認可の公告、事業計画決定の公告等のあった日後、換地処分公告がある日までの期間において、上記の行為を行おうとするとき、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>【標準処理期間】 都道府県等の区画整理担当部局等にお問い合わせください。</p>	<p>都道府県等の区画整理担当部局等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
騒音規制に関する届出手続 (騒音規制法)	<p>(特定施設の設置)</p> <p>指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合</p> <p>なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施)</p> <p>指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置)</p> <p>特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。</p> <p>(特定建設作業の実施)</p> <p>特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局等</p> <p>(電気工作物の場合)</p> <p>各地方の産業保安監督部</p>
振動規制に関する届出手続 (振動規制法)	<p>(特定施設の設置)</p> <p>指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合</p> <p>なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>(特定建設作業の実施)</p> <p>指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合</p>	<p>(特定施設の設置)</p> <p>特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。</p> <p>(特定建設作業の実施)</p> <p>特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、市町村長や特別区長に届け出なければならない。</p>	<p>市区町村役場公害担当部局等</p> <p>(電気工作物の場合)</p> <p>各地方の産業保安監督部</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
<p>水質汚濁に関する施設設置の届出手続（水質汚濁防止法）</p>	<p>＜特定施設＞ 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合 また、熱水の導出先の施設が水質汚濁防止法上の特定事業場に該当する場合には、その事業場からの公共用水域への排水等については水質汚濁防止法に基づく規制が適用される。 なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p> <p>＜有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設＞ 有害物質の製造、使用、処理を行う特定施設（有害物質使用特定施設）を設置する場合又は有害物質を含む水を貯蔵する指定施設（有害物質貯蔵指定施設）を設置する場合 なお、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。</p>	<p>都道府県知事等に届け出なければならない。届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設等を設置してはならない。</p>	<p>都道府県等の環境部局等（電気工作物の場合）各地方の産業保安監督部</p>
<p>空港周辺における建物等設置の制限（航空法）</p>	<p>空港周辺に設定された制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件（クレーン作業等一時的なものを含む）について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されている。 ※航空機の安全な離着陸のため、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があり、空港周辺に「制限表面」を設定している。</p>	<p>空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、事前に、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認する必要がある。</p>	<p>各々の空港を所管する空港事務所等</p>

許認可手続きの種類	手続きが必要となる場合	確認方法・手続内容	問い合わせ・提出先
航空障害灯設置物件等の届出 (航空法)	<p>地表又は水面から 60 メートル以上の高さの物件の設置者は、当該物件に航空障害灯を設置し、届け出る必要がある。なお、設置する航空障害灯の種類が高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の場合は事前の照会が必要となる。</p> <p>また、煙突、鉄塔等の屋間において航空機からの視認が困難である物件で地表又は水面から 60 メートル以上の高さの物件の設置者は、屋間障害標識を設置し、届け出る必要がある。</p>	航空障害灯、屋間障害標識を設置した場合、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。	地方航空局の航空灯火・電気技術課
伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出 (電波法)	<p>発電所建設地が伝搬障害防止区域(重要無線通信を確保する必要があるときは、その必要範囲内において総務大臣が定める)に指定されており、発電設備等の最高部が 31m を超える場合</p>	<p>伝搬障害防止区域図により管理されているため、伝搬障害防止区域内に該当するか否かを総合通信局無線通信部等に照会する。</p> <p>高層建築物等予定工事届等を総務大臣へ届け出なければならない。</p> <p>【標準処理期間】 3週間</p>	総合通信局無線通信部等